事業等に関する概要(案)

1 29年度実施事業等の概要

(1) 関係会議

ア 在宅療養推進協議会

① 概要

- ・ 高齢者等が在宅で安心して療養ができる体制の構築を医療、介護の関係機関が 連携して推進するために設置。
- ・ 練馬区においてめざす在宅療養の姿を共有し、在宅療養を推進する上でどのようなことが課題となるのかその抽出をする。

抽出した課題に関する具体的な検討を後述の専門部会に依頼するとともに、専門部会からの報告を検証し、課題解決に向けた取組み等について決定する。

- 区では、本協議会において承認された決定事項を基に、在宅療養推進に関する 事業の実施および計画等を作成している。
- ・ 2回開催。1回あたりの時間は2時間程度(夜間)。

② 構成

学識経験者(2名)、医師(2名)、歯科医師(1名)、薬剤師(1名)、病院(4名)、介護サービス事業者(4名)、地域包括支援センター(1名)、介護者家族(1名)、区職員(2名) 計18名

イ 在宅療養専門部会

① 概要

- ・ 在宅療養推進協議会で抽出された課題について詳細の調査・検討を行うととも に、その解決策について検討するために設置。(検討結果については在宅療養 推進協議会に報告する。)
- ・ 3~5回開催。1回あたりの時間は2時間程度(夜間)。

② 構成

医師(2名)、歯科医師(1名)、薬剤師(1名)、病院(4名)、介護サービス 事業者(4名)、リハビリテーション従事者(1名)、地域包括支援センター(1 名)、介護者家族(1名)、区職員(5名) 計20名

(2) 課題解決に向けた事業

ア 事例検討会・多職種交流会

目的

多職種の連携を深めるとともに、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを 進めるため、事例検討会・多職種交流会を開催する。

② 概要

- ・ 区内4地区(練馬、光が丘、石神井、大泉)で、具体的な事例についてそれぞれの立場から意見交換を行う事例(症例)検討会および親睦を深めるための交流会を開催する。
- ・ 一つの事例(症例)について、当該事例に関わった医師(診療所、病院)、看 護師、ケアマネジャー等がそれぞれの立場で話をする。参加者はその話を聞く とともに、質疑等を通して他職種への理解を深める。
- ・ 検討会終了後、交流会を開催し、顔の見える関係づくりを進めることで関係者 間の連携強化を図る。
- ・ 検討会実施後に、取り上げた事例を集めた事例集を発行し、関係者に広く周知 することにより各職種の知見の蓄積を図る。
- ・ 検討会実施後に、参加者を対象としてアンケート調査を実施し、連携強化の効果等を検証する。
- ・ 医療・介護関係者等による事例(症例)検討会を容易に、かつ効果的に実施できるようにするため、マニュアルを作成する。
- ・ 各地区1回開催。1回あたりの時間は3時間程度を想定。

イ 訪問看護同行研修・振り返り研修

目的

訪問の現場経験がない病院スタッフの在宅療養への理解を深め、退院調整をは じめとした在宅スタッフとの連携をより円滑なものとするため、訪問看護同行研 修を実施する。

② 概要

- ・ 区内訪問看護ステーションに協力を依頼し、病院スタッフ(医師、看護師、MSW等)に訪問看護に同行してもらう「同行研修」を実施する。
- ・ 同行研修実施後、研修受講生が得た経験や学びについて、研修に参加できなかった他の病院スタッフとの共有を図ること等を目的として「振り返り研修」を 実施する。
- ・ 5 医療機関前後において開催することを想定。

ウ 講演会

目的

区民を対象として在宅療養に関する講演会を開催し、在宅療養への理解の促進 を図る。

② 概要

- ・ 在宅でどのような医療・介護が受けられるのかを区民に伝え、看取りや急変時 の対応など、本人や家族が望む療養生活や最期について考える機会を提供する。
- ・ 講演会は年間で3回程度開催し、1回の時間は2.5~3時間程度を想定。

エ 啓発用ガイドブック

① 目的

「病院から退院するとき」や「自宅で療養を続けるとき」に役立つ情報等および「現在健康である人ができる限り健康でいられるための予防に関する内容」を 掲載したガイドブックを発行し、在宅療養に対する理解促進を図ることで区民が 在宅で安心して過ごすことができるようにする。

② 概要

- ・ 平成27年10月に発行した練馬区在宅療養ガイドブック「わが家で生きる」 の内容更新を行う。
- 規格は、A4判・36ページ、オールカラー
- ・ 増刷部数は、5,000部を予定
- ・ 増刷時期は、平成29年10月頃を予定

オ ICT を活用した関係者間情報共有試行事業

目的

在宅療養における ICT を活用した情報共有について、その安全性や有効性、必要な機能等を検証するため、クラウド型のツールを利用した情報共有を試行的・ 段階的に実施する。

② 概要

練馬区医師会と協議の上、試行事業を実施する。試行事業を実施しながら、課題を抽出し、課題への対応を検討する。

(3) 調査

ア 退院支援の課題抽出に関する調査の実施(退院連携推進事業)

① 目的および概要

区内の各地区において病院を中心とした退院支援が円滑に行えるよう、病院と在宅サービスとの連携上の課題を抽出する。課題抽出後、課題解決のための施策の策定・実施および検証を通じて、退院から在宅療養への移行を円滑に行えるようにする。

② 本事業の実施対象病院

区内各地区(練馬・石神井・光が丘・大泉)からそれぞれ一病院を本事業の実

施対象病院とする。

③ 事業内容

- a 平成29年度事業
- ・ 平成28年度以前に実施した「基礎データの収集」および「ヒアリング」なら びに「意見交換会」の結果を受け、練馬、石神井、大泉、光が丘の各地区にお いて、病院から在宅移行に係る多職種による意見交換会を2回程度開催する。
- ・ 意見交換会等で得られた課題に対して、退院連携にかかるモデルツールおよび 資料の作成を行う。
- ・ 意見交換会等で得られた課題に対して、在宅療養専門部会等において課題解決 に向けた施策を策定する。
- b 平成30年度以降

課題解決施策を実施・検証していく。

イ 介護老人保健施設の調査研究の実施

- ① 目的および概要
 - ・ 区内の老健職員(管理者、医師、看護師、相談員、リハビリテーション職員等) でワーキンググループを設置し、老健(通所・入所)の現状と課題を明らかに し、在宅療養を推進するための老健のあり方および各老健の特性を活かした利 用促進方法について検討する。
- ② ワーキンググループの運営
 - ・ 28年度に設置した、在宅療養専門部会長の指示に基づく下部組織であるワーキンググループにおいて、老健のあり方および各老健の特性を活かした利用促進方法について調査・検討する
 - ・ また、検討した内容を同専門部会に報告する。

③ 事業内容

- a 意見交換·検討
- ・ 老健の現状と課題、老健の機能、各施設の特性に合わせた利用促進について 2 回程度意見交換を行い、老健の更なる活用方法を検討する。
- ・ 介護老人保健施設に関する正しい知識等を区民に周知するための資料を作成 し、印刷する。
 - 規格は、A4判・8ページ、オールカラーを想定
 - ・ 印刷部数は、5,000部程度を想定
 - 印刷時期は、平成29年10月頃を想定
- ・ 介護老人保健施設に関する正しい知識等を、老健を活用する多職種に周知する ための資料を作成する。(印刷作業は含まない。)

- ・ 病院スタッフや介護職などの老健を利用する職種と老健スタッフによる、老健 活用会議を2回程度実施する。
- ・ 上記ワーキンググループおよび老健活用会議を踏まえ、老健の更なる活用および多職種への周知啓発方法について検討するとともに、老健と他職種の顔の見える関係作りを推進するための施策を検討する。

ウ 在宅療養資源等の現状把握

- ① 目的および概要
 - ・ 区内の医療や介護に関する資源の量や質および多職種連携の状況について調査を行い、区民が在宅療養できる医療・介護の提供体制がどの程度構築できており、さらに推進していくうえでどのような課題があるのかについて把握する。

② 事業内容

a 在宅医療資源状況調査

公開データ等を活用して区内で在宅医療等を提供している医療機関や介護サービス事業者等について調査を行い、その数の推移を把握する。

(実施内容)

- ・ 区内の在宅医療資源に関するリストの作成(四半期ごと)
- ・ 在宅医療資源の増減数および増減割合等の算出

(調査内容)

- 病院
- 在宅療養支援診療所
- ・ 訪問看護ステーション
- 薬局
- ・ その他介護保険サービス事業者
- b 在宅医療介護関係者調查

区内医療・介護関係者へのアンケート調査により、在宅療養に対する方針および 取り組み実績、ならびに地域内における多職種連携および顔の見える関係性等に 関する状況を把握する。

調査対象数については、別途区と協議し、決定するものとする。

(実施内容)

- ・ アンケート項目の提案・助言および調整
- ・ アンケート用紙の印刷および発送・返信用封筒の作成
- ・ アンケートの発送および集計・分析
- アンケート分析結果資料およびその他必要となる準備資料の作成
- ・ アンケート終了後の課題や今後の方向性の整理、課題解決に向けた取り組みの 提案

(調査対象)

- ・ 病院(在宅療養支援病院含む)
- ・ 診療所(在宅療養支援診療所含む)
- ・ 歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所含む)
- 薬局
- ・ 訪問看護ステーション
- 居宅介護支援事業所
- ・ その他、区と協議し必要と思われる介護保険サービス事業者等